

北海道議会議長 様

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定に反対する請願

【請願趣旨】

昨年末の臨時国会において、各自治体の判断で公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入できるようにした「給特法一部改正法」が可決されました。

「1年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑のある職場において、1年間で平均すれば週40時間以内となることを条件に、所定の勤務時間を1日10時間まで延長することを認める制度です。しかし、恒常的な長時間労働があり、臨時的な対応が絶えず求められる学校職場には導入の前提すらなく、むしろ、違法ともいえる時間外勤務の実態を覆い隠し、最優先の課題である超勤解消を大きく逆行させるものです。

政府は国会審議の中で、この制度の導入によって「教師の業務や勤務が縮減するものではない」ことを認め、制度導入の目的は「夏休み等における休日のまとめ取り」だとしました。しかし、夏休みといえども学校は「閑散期」とは言えず、制度を導入しなくても、年休等で「休日のまとめ取り」は可能であり、消化しきれない年休が増えるだけです。また、この制度導入は、労働条件の重大な変更であることから、労基法では書面による労使協定の締結と労働基準監督署への届け出を必須としており、そのような制度を、労働基本権が制約された公立学校の教員に対し、条例によって導入できるとしたことは、労働法の大原則を壊す重大な問題です。さらには、厳格な勤務管理を要することから、すでに長時間労働となっている管理職の過重労働がより深刻なものになるのは明白です。

今、学校には、「教材研究ができなく、子どもたちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」など、教職員の悲痛な声があふれています。超勤を解消するためには、少人数学級の実現や教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、1人あたりの業務量を削減することが不可欠です。また、公立学校教育職員の労働時間の大きな矛盾となっている時間外勤務手当を不支給とした給特法が抜本的に見直されるべきです。

教職員のいのちと健康を守り、ゆきとどいた教育をすすめる立場から、下記のことを請願します。

【請願項目】

1. 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないこと

氏名	住所（番地までお書きください）
	北海道
	北海道
	北海道
	北海道
	北海道

※記載された氏名・住所は、この署名以外には使用しません。

取り扱い団体：北海道高等学校教職員組合連合会
連絡先：tel 011-231-0816 mail kokyoso@dokokyoso.jp